



チーム I

中川 忠則
議員

▼特例公債法案の不成立による本市への影響について

Q 国庫負担金、地方交付税等への影響はないのか。

A 国庫負担金等は、抑制対象となる経費もあるので事業の実施に影響がある。万が一、資金不足が生じた場合は、銀行からの二時借り入れが必要となる。

Q 市庁舎建設への影響はないのか。

A 単独事業なので、起債の発行に影響がない限り問題はない。

▼公債権と私債権について

Q ①市が有する公債権と私債権の主なもの。②公債権と私債権の違いはなにか。③時効の成立を防ぎ、市民の公平性を保つための督促と催告の違いはなにか。

A ①市の公債権は、市税、国保税等であり、私債権は、水道使用料、市営住宅使用料等である。②公債権は、行政庁の処分により発生し、不服申立てが可能で、二年又は五年の時効期間があり、それを経過すると消滅する。また、税法により滞納処分ができる。私債権は、契約等の当事者間の合意に基づいて発生する債権であり、民法等の規定により一年から十年

の時効期間があり、時効の経過と債務者の援用により消滅する。また、滞納処分はできない等の違いがある。③督促は、公債権は初回のみ時効中断の効力を有する。私債権は債権者から異議申立てがない場合、時効中断の効力を有する。催告は、公債権、私債権も、催告後六カ月以内に裁判所の請求、差し押さえなどを行わなければ時効は中断しない。

▼権限移譲について

Q 社会福祉法人に関しては、どの範囲で権限が移譲されるのか。また、移譲された場合、法人登記が必要な法人への指導体制はどのように考えているのか。

A 定款の認可、報告の徴収及び検査、業務の停止や解散命令等の権限が移譲される。現在、県が行っている法人の指導監査に職員を同行させるなど、円滑な実施に向けて取り組んでいる。

▼島原城石垣修復について

Q 修復方法と施工者の選定はどのように考えているのか。

A 専門家による検討委員会での意見を参考に、地元業者の選定についても検討する。

▼いじめの実態について

Q 実態調査の結果と対応策はどのように考えているのか。

A 平成二十二年から今年度の現時点で、五十三件の報告を受けている。



日本共産党

島田 一徳
議員

▼市長の政治姿勢について

Q 消費税増税法案が可決されたが、市民生活を守る立場としては、反対すべきだと思うがどうか。

A 消費税率引き上げによる消費者の買い控えや仕入れ価格上昇などの中小企業への影響、また低所得者への負担緩和策などに十分配慮する必要があるが、安定的な財源確保のためには、やむを得ない措置だと思っている。

Q 原子力発電所をなくし、エコエネルギーに政策転換すべきだと思うがどうか。

A 原子力発電所はゼロが理想だが、日本の経済活動がそれで十分回っていくのかどうかということは、国政の場で十分論議していただく必要があると思う。

▼住宅リフォーム補助制度について

Q この制度は、総工費という意味では、補助金の約十倍の効果が出ており、評判がよい制度であるが、市民の方から改善点

どの意見は出ていないのか。
A 意見等は直接聞いていないが、事業を進める中で、必要に応じ制度の内容等を検討していかなければならないと思っている。

▼河川や海の浄化について

Q 公共下水道事業は莫大なお金がかかるため、合併処理浄化槽方式に計画変更をしたほうが良いと思うが、見直しはしたのか。

A 合併処理浄化槽を設置するスペースがない地域は下水道処理が必要だと思っている。しかし、下水道の加入率が上がらないと大幅な赤字が出る可能性が高いため、区域の見直し作業を行っている。

Q 湯江川へ家畜ふん尿が不法投棄されているとの指摘があるが、指導と対策及び原因究明はどうなっているのか。

A 法律により、県や市、農協で構成する協議会で、毎年、堆肥舎等の現地調査を計画的に行い、家畜ふん尿の適正処理を指導している。汚水の原因究明については、対応マニュアルを作成し、通報があったときは、県南保健所と振興局、市の職員が現場へ出向き、河川の水を採取し水質検査をするとともに上流の現地調査を行っている。今後も関係機関と連携し、畜産農家に対する現地指導等を通じ、家畜排せつ物の適正な管理の指導を行いたい。